

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
運営事業者の代表者及び管理者・施設長 各位

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 （公印省略）

令和8年度有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の経営状況等報告について（依頼）

本県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第29条第11項、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について（平成30年3月30日老高発0330第3号厚労省老健局高齢者支援課長通知）」及び埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針14(1)に基づき、有料老人ホームの経営状況等の報告を毎年依頼しています。

今年度につきましても、下記のとおり実施しますので報告をお願いします。

なお、報告内容のうち②調査票1及び④重要事項説明書は、県ホームページで公開しますので、御留意ください。

記

1 報告内容（令和8年7月1日時点で作成）

- ① 連絡票
- ② 調査票1（公開）
- ③ 調査票2（非公開）
- ④ 重要事項説明書※（公開・介護サービス等の一覧表を含む。）
※県HPに掲載している所定様式を必ず用いてください。

2 報告期限 令和8年10月13日（火）

3 報告方法

電子申請システムによる報告をお願いします。

詳細については、埼玉県ホームページを御確認ください。

○埼玉県ホームページ：

検索サイトで「さいたま介護ねっと」で検索⇒ 9月4日付け新着情報

＜又は「埼玉県 有料老人ホームの指針・届出等」で検索（以下URL参照）＞

（URL）<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/korei-seibi/1-yuryo-shiryo.html>

4 災害時情報共有システムに関して（有料老人ホーム向け）

災害発生時には、災害時情報共有システムにより、貴施設の被災状況等について御報告いただくこととなっております。

当該システムで使用する被災確認対象事業者番号は、県が施設ごとに発行しますが、発行手続きにあたり、所定様式により作成された重要事項説明書の内容を県で確認する必要があります。

このため、1の④で示した様式により、重要事項説明書を御提出いただいているところです。

被災確認対象事業者番号及び初期パスワードは、順次、メール又は郵送で通知いたします。

なお、既に被災確認事業所番号が発行されている有料老人ホームは、重要事項説明書を提出する際、1ページ目上段「取込種別」を「2 修正」とした上で、その下欄に被災確認事業所番号を記載してください。

5 介護サービス情報公表システム（生活関連情報）について

全国の有料老人ホームの検索を簡便とするため、介護サービス情報公表システムの生活関連情報に有料老人ホーム情報を掲載・検索できる機能が追加されています。これを受け、経営状況等報告で御提出いただく重要事項説明書の内容を、準備が整い次第、情報公表システム上に公表することを予定しておりますので、ご承知おきください。

6 その他

下記の住宅に該当する場合は、事前に担当まで御連絡ください。

- ・ 有料老人ホームに該当しない住宅（食事提供をしないなど住所地特例適用外の住宅）
- ・ 開設前の住宅

担当：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県福祉部高齢者福祉課 施設・事業者指導担当 平井

電話：048-830-3254（直通）